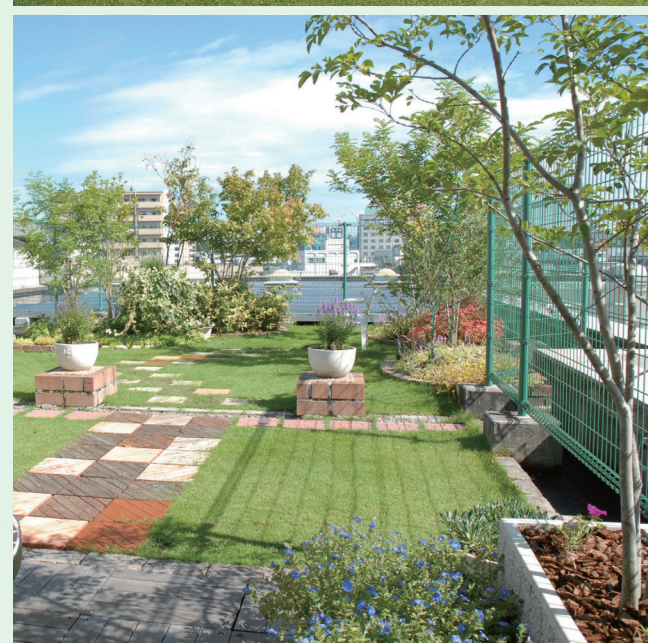


熊本市緑の基本計画

(概要版)



持続可能な「森の都」の実現
熊本市緑の基本計画
平成17年3月策定
第1回改定 令和3年3月

熊本市緑の基本計画 改定



熊本市緑の基本計画改定

発行日 令和3年(2021年)3月
編集・発行者 熊本市 環境局環境推進部 環境共生課
〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1
電話 096-328-2352
E-mail kankyokyousei@city.kumamoto.lg.jp

2021年(令和3年)3月改定版

熊 本 市

第1章 計画策定の趣旨

■計画策定の趣旨・背景

緑の基本計画は、熊本市が「森の都」の名にふさわしい緑豊かな都市環境を創造するための、緑の保全や緑化の推進、公園等の整備、管理に関する計画であり、市民・事業者・行政が一体となって取り組む、緑豊かなまちづくりの指針となるものです。

熊本市は、歴史文化と自然環境の恵みにあふれた「森の都」であり、これまで緑の保全や公園整備など、主に緑の「量」の確保に努めてきましたが、これからは、緑の「量」に加え、官民が一体となって、公共施設や住宅地等の緑の「質」の向上を図ることが重要となっています。このような中、計画の策定後15年が経過し、緑を取り巻く社会情勢は大きく変化し、多様な視点から緑のあり方を検討することが必要となりました。

そこで、緑を取り巻く様々な環境変化に対応するため、緑の基本計画を改定し、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたいまち、「上質な生活都市」の実現を目指します。

■緑の役割



第2章 計画の位置づけと社会情勢の変化

■社会情勢の変化

熊本地震の教訓を踏まえた自然災害への対応

本市では、熊本地震により大きな被害を受け、市民の自然災害や防災への意識が高まっており、本計画においても防災機能を持つ公園や緑地等の整備など、熊本地震の教訓を踏まえた自然災害への対応が必要となっています。

都市緑地法と都市公園法の改正

平成29年(2017年)6月に都市緑地法と都市公園法等の一部が改正されました。民間活力による新たな整備手法として市民緑地認定制度や公募設置管理制度(Park-PFI)等が創設されました。

地球温暖化対策の推進

熊本連携中枢都市圏では、「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目標にしており、CO₂の削減に寄与する緑の保全・創出を引き続き行っていく必要があります。

生物多様性の確保

生物多様性とは、生物の種類、個性、様々な自然環境とそれに適応した生物からなる生態系のことをいい、本市では、平成28年(2016年)に「熊本市生物多様性戦略」を策定し、生物多様性に配慮したまちづくりに取り組んでいます。

グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるという考え方です。

SDGs(Sustainable Development Goals)

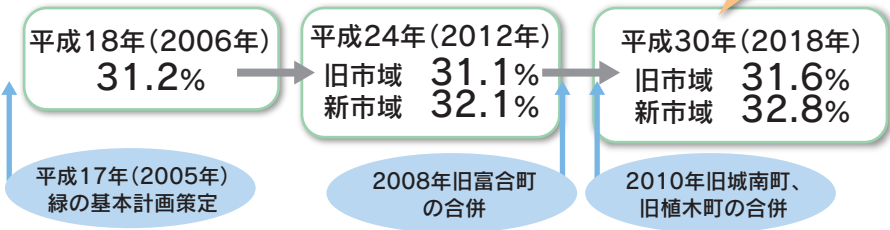
SDGs(持続可能な開発目標)は、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために取り組む17の開発目標のことです。熊本市は令和元年(2019年)に「熊本市SDGs未来都市計画」を策定しています。

第3章 熊本市の緑の現状と課題

■緑の変遷

○緑被率の変化

- 平成18年(2006年)から平成30年(2018年)にかけての緑被率の増加は、市町合併による影響が大きい
- 旧市域(H18)においても緑被率は微増している



■緑の現状

○公共施設の緑地

- 都市公園 平成31年4月時点の市民一人あたりの公園面積 9.57㎡(政令指定都市平均6.8㎡/人)
- 道路 国道や市道の街路樹 中高木が約15,000本、低木で約150,000㎡
- 学校 平成31年2月時点 緑被率18.1%

○地域制緑地(法・条例等による緑地)

県立自然公園、保安林、風致地区、農用地区域 19,461ha(本市面積に占める割合 約50%)

■市民意識(アンケート調査)

※郵送・WEBで実施 回答総数1,870通を集計

- 緑への関心が高い方の割合 : 87.8%
- 熊本市全体の緑への満足度 : 53.7%
- 熊本らしい緑「水前寺・江津湖周辺や八景水谷等の水辺の緑」 : 55.3%
- 「熊本城や花岡山等の中心市街地周辺の緑」 : 58.0%
- 緑化や緑の保全活動への参加への関心度 : 65.8%

第4章 基本理念・基本方針・計画推進のための施策

持続可能な「森の都」の実現



■基本理念

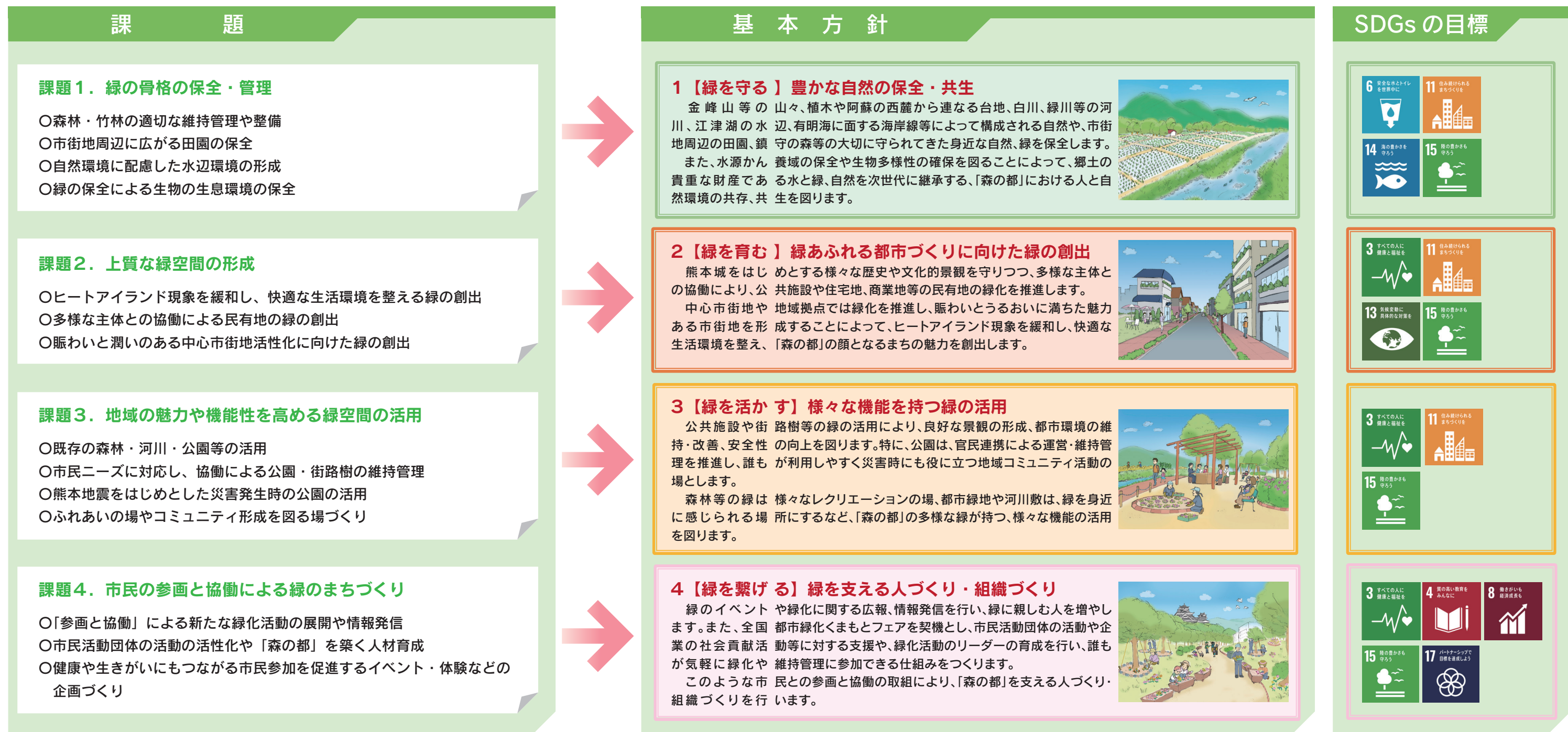
持続可能な「森の都」の実現

熊本市は長く「森の都」と呼ばれ、多年にわたる市民の努力により豊かな緑量が確保されてきました。しかしながら、社会情勢の変化の中で、市民の「緑」に対する価値観も多様化しています。そこで、「緑の量」の充実はもとより、緑の持つ多面的な機能や効用（緑による景観、季節感、緑陰、安全性など）である「緑の質」の恩恵が、日々の暮らしの中でより実感でき、市民がそれを誇りに思えるような持続可能な「森の都」の実現を目指します。

■基本方針

基本方針の考え方

基本理念にある、緑の質の向上した持続可能な「森の都」を実現するため、4つの課題に対応して4つの基本方針を設定します。



■具体的な事業

【新規】放置竹林対策の取組の拡大



放置竹林対策

- ・市民活動団体や事業者等と連携し、放置竹林対策の継続と取組面積の拡大を図ります。

【新規】Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)の視点の推進



土砂災害防備林(立田山)

- ・山地災害防止に向けて、樹木の根の生育を促す森林の間伐等の整備を実施します。

【新規】街路樹等のグリーンインフラとしての活用検討



NY市レインガーデンによるグリーンインフラの事例

- ・街路樹植栽スペースの雨水貯留機能を活用し、大雨時の流出先の負担軽減や、蒸発作用等によるヒートアイランド対策などグリーンインフラとしての活用に努めます。

【新規】民間活力導入による公園づくり



自動販売機を設置した公園(刈草中央公園)

- ・災害時の支援、公園内の除草等の支援を条件に自動販売機の設置を許可する「公園維持管理の支援に関する協定」のさらなる活用を検討します。

【新規】市民参加の公園管理の検討

- ・市民・事業者・行政が連携した公園の管理運営に向け、新たな手法を検討していきます。

基本方針1 緑を守る (豊かな自然の保全・共生)

【「緑を守る」検証指標と目標】

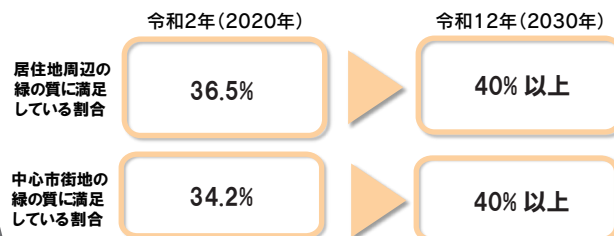


【具体的な事業】

- 1 自然環境の基盤である森林や河川等の保全
 - (1)水源かん養域の保全や交流・連携の推進
 - (2)環境に配慮した河川整備の推進・促進
 - (3)健全な森づくりの推進
- 2 身近な自然環境の保全
 - (1)地域制緑地等による緑の保全
 - (2)保存樹木の適正管理
 - (3)田園の保全
- 3 地球環境や生物多様性に配慮した自然環境の保全
 - (1)熊本市生物多様性戦略の推進
 - (2)Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)の視点の推進

基本方針3 緑を活かす (様々な機能を持つ緑の活用)

【「緑を活かす」検証指標と目標】

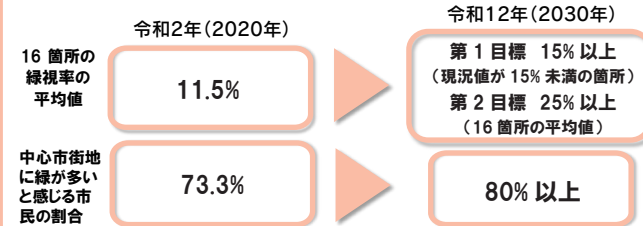


【具体的な事業】

- 1 森林等の緑の機能の活用
 - (1)森林・竹林の維持管理と有効活用
 - (2)市民農園等の有効活用
 - (3)緑の適切な維持管理と活用
- 2 都市公園の魅力の向上による身近な緑の活用
 - (1)公園の特性に応じた活用の推進
 - (2)既存公園の有効活用
 - (3)官民連携による公園の魅力の向上
 - (4)熊本地震を踏まえた災害に役立つ公園づくり
 - (5)公園の新たな取組
- 3 特色を生かした緑地の活用
 - (1)自然環境を保全・活用した緑地の整備

基本方針2 緑を育む (緑あふれる都市づくりに向けた緑の創出)

【「緑を育む」検証指標と目標】



【具体的な事業】

- 1 効果的な公共施設等の緑の創出
 - (1)道路の緑化
 - (2)学校の緑化
 - (3)その他の公共施設の緑化
- 2 多様な主体との協働による民有地の緑の創出
 - (1)民有地の緑化
 - (2)商業地の緑化
 - (3)工業地の緑化
 - (4)建築・開発時における緑の保全・創出
 - (5)緑を活用した景観まちづくりの推進
- 3 中心市街地において本市の顔となる緑の創出
 - (1)官民連携による緑化の推進
 - (2)中心市街地での各種緑化事業の推進
 - (3)緑化地域の指定に関する調査等

基本方針4 緑を繋げる (緑を支える人づくり・組織づくり)

【「緑を繋げる」検証指標と目標】



【具体的な事業】

- 1 緑に親しみ学ぶことによる市民の緑化意識の高揚
 - (1)緑化に関する行事の開催・情報発信の充実
 - (2)緑化活動を通じた健康づくり
 - (2)市民や子どもたちの緑化意識の高揚・情操教育の充実
- 2 市民・事業者・行政の協働による緑化活動の展開の促進
 - (1)市民団体の活動促進
 - (2)緑化活動を通じた健康づくり
 - (3)緑化技術の普及
 - (4)企業等の緑化活動推進
- 3 緑化推進のための組織運営の強化
 - (1)基金等の活用
 - (2)関係団体との連携

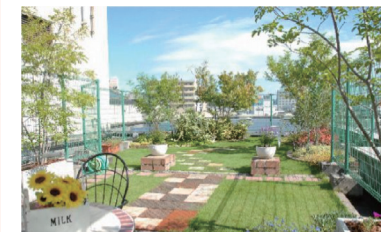
公共施設の緑化充実 ★



壁面緑化(ウエルバール熊本)

- ・壁面・屋上緑化、敷地内緑化、植栽帯や花壇の整備、駐車場における緑化ブロックを用いた緑化等による修景を行い、地域の緑化をけん引する緑の拠点づくりを行います。

壁面・屋上緑化助成制度の活用促進 ★



民有地の屋上緑化事例

- ・中心市街地内における民有地の建物の立体的なスペースを利用した緑化を促進するため、他の市街化区域と比べて高い補助率の助成を行います。

【新規】ICT、AIなどを活用した市民参加型の緑化意識向上の取組

- ・緑化意識向上のため、市民の方に緑視率調査(撮影、アプリによる緑視率算出)等に参加してもらえ取組を検討します。

【新規】デコレーション花壇コンテスト



デコレーション花壇コンテスト

- ・市民が緑化を気軽に楽しみ、関心を深めてもらうため、まちなかに設けた花壇を自由にデコレーションするコンテストを実施します。

公共施設愛護団体の活動促進・育成



公園愛護会のふれあいづくり

- ・公園愛護会、街路樹愛護会、各ふれあい美化ボランティア等の情報交換の促進、支援のほか、市民参加の促進を行います。

【新規】スポンサー花壇制度・パートナー花壇制度の活用促進★



スポンサー花壇制度

- ・企業から協賛金を募り、公共地の植樹帯等を「スポンサー花壇」として整備・運営します。
- ・企業をはじめ、市民や地域などが所有する花壇等を、「パートナー花壇」と位置づけ、緑化活動の促進を図ります。

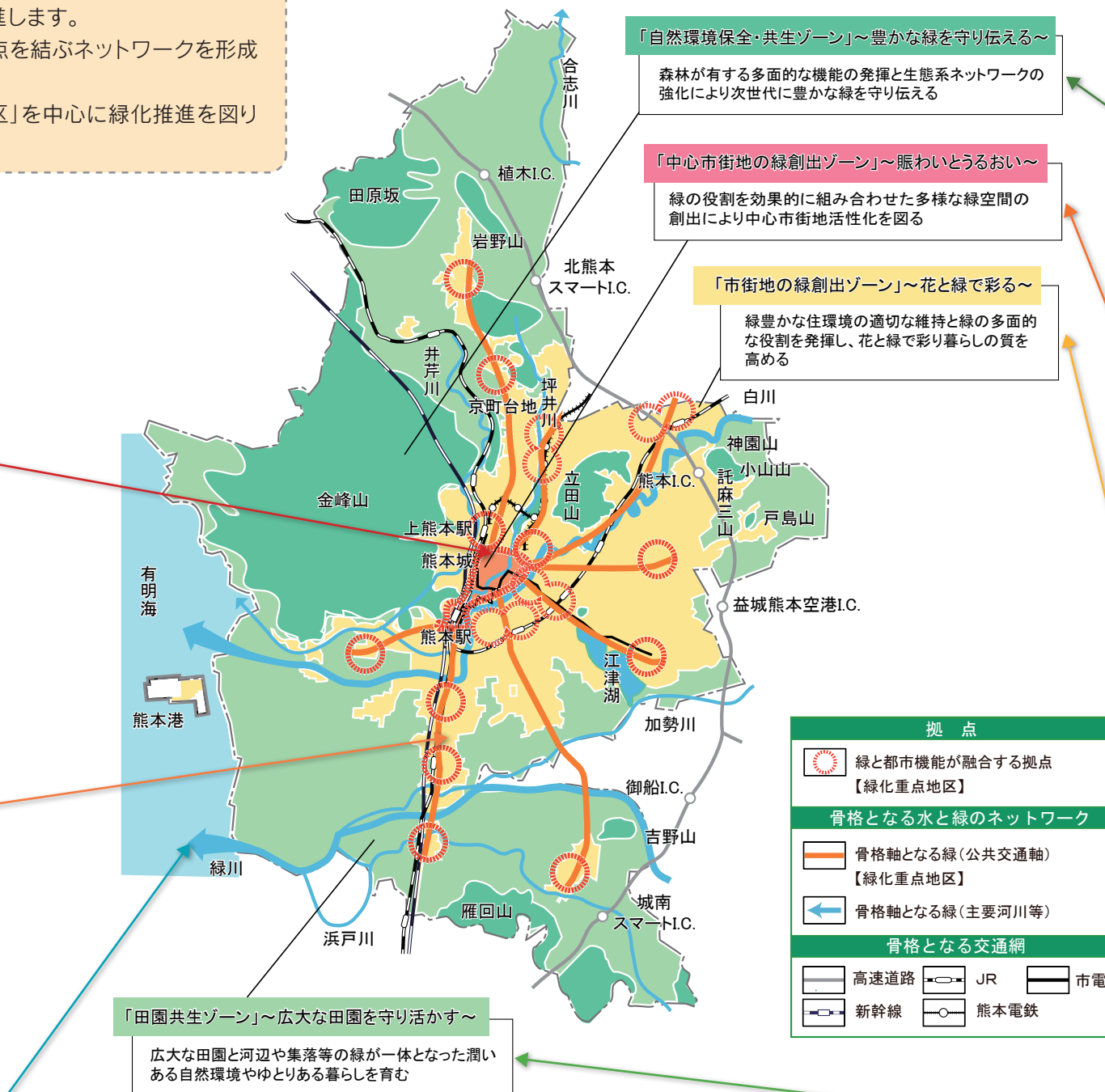
★…緑化重点地区で主に取り組む事業



※NEO GREEN PROJECTは、熊本市でのフェア開催を契機に、開催前から取り組み、拡大していく様々な緑化活動の総称です。

第5章 重点的取り組み ～ゾーン区分と緑化重点地区～

- 本市の地勢の特徴等を踏まえ、市内に「中心市街地」、「市街地」、「田園共生」、「自然環境保全」の4つのゾーンを設け、それぞれの特色を活かした取り組みを推進します。
- 地域の「拠点」や「骨格となる水と緑のネットワーク」を設定し、拠点を結ぶネットワークを形成します。
- 中心市街地と15の地域拠点、更には公共交通軸の「緑化重点地区」を中心に緑化推進を図ります。



■緑化重点地区

1) 中心市街地

中心市街地は、「熊本市中心市街地活性化計画」に掲げる区域です。魅力的な緑空間の創出により中心市街地の活性化を図ります。

2) 地域拠点(15箇所)

「熊本市都市マスタープラン」に掲げる15の地域拠点では、商業・医療等の日常生活の都市機能と緑が融合したインフラ整備、オープンスペースの確保、民有地の緑化等を推進し、身近な緑を感じ親しめる地域を創ります。

3) 中心市街地と地域拠点を結ぶ公共交通軸

各地域拠点を結ぶ道路網では、連続する緑のネットワーク軸として結び、街路樹などの景観や環境に配慮し、適切に配置された花と緑の美しい空間を創ります。

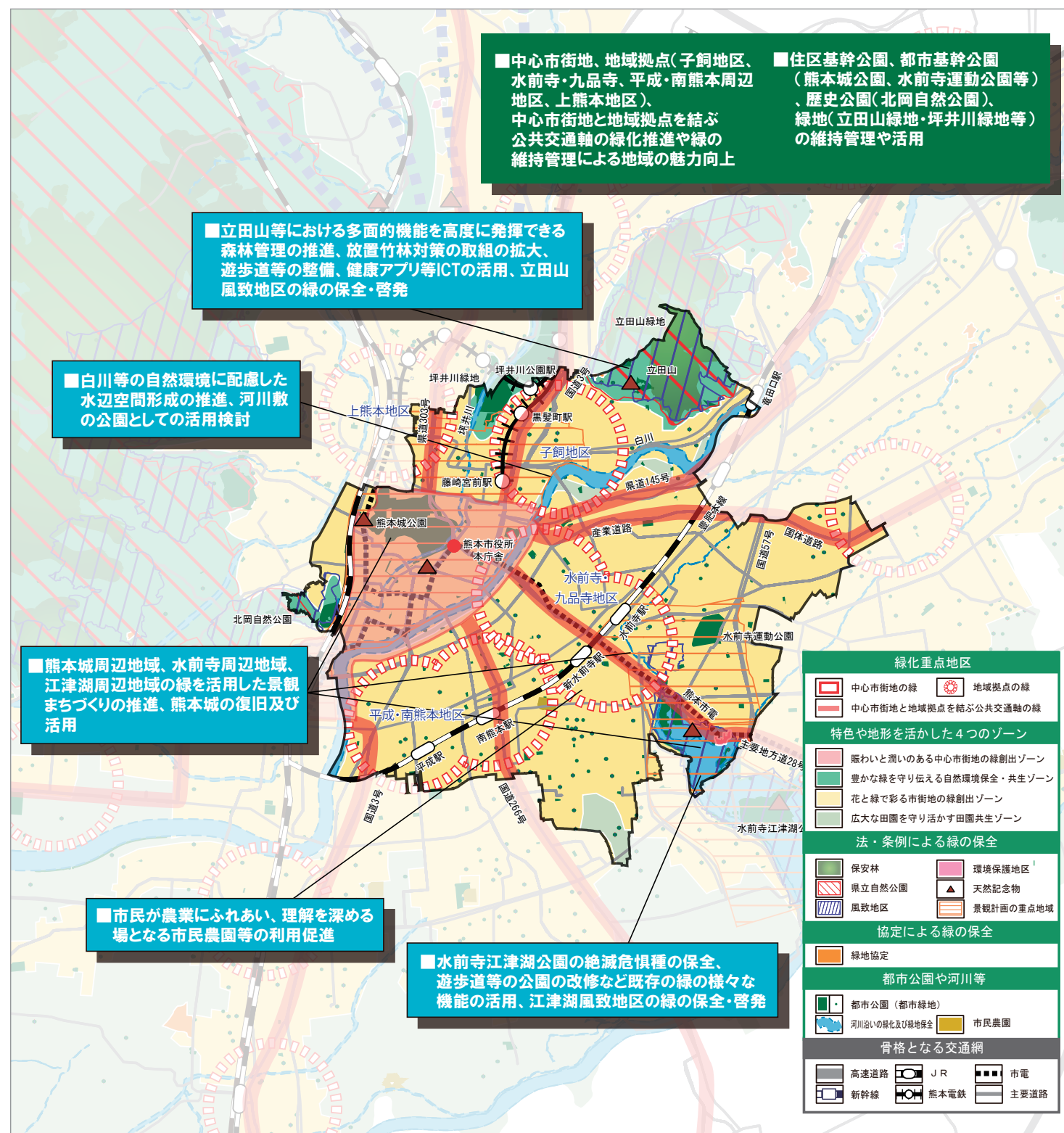


第6章 区ごとの緑化方針

中央区、東区、西区、南区、北区の5つの区ごとに、緑の特性・役割や課題、緑の目標と方針を定めました。

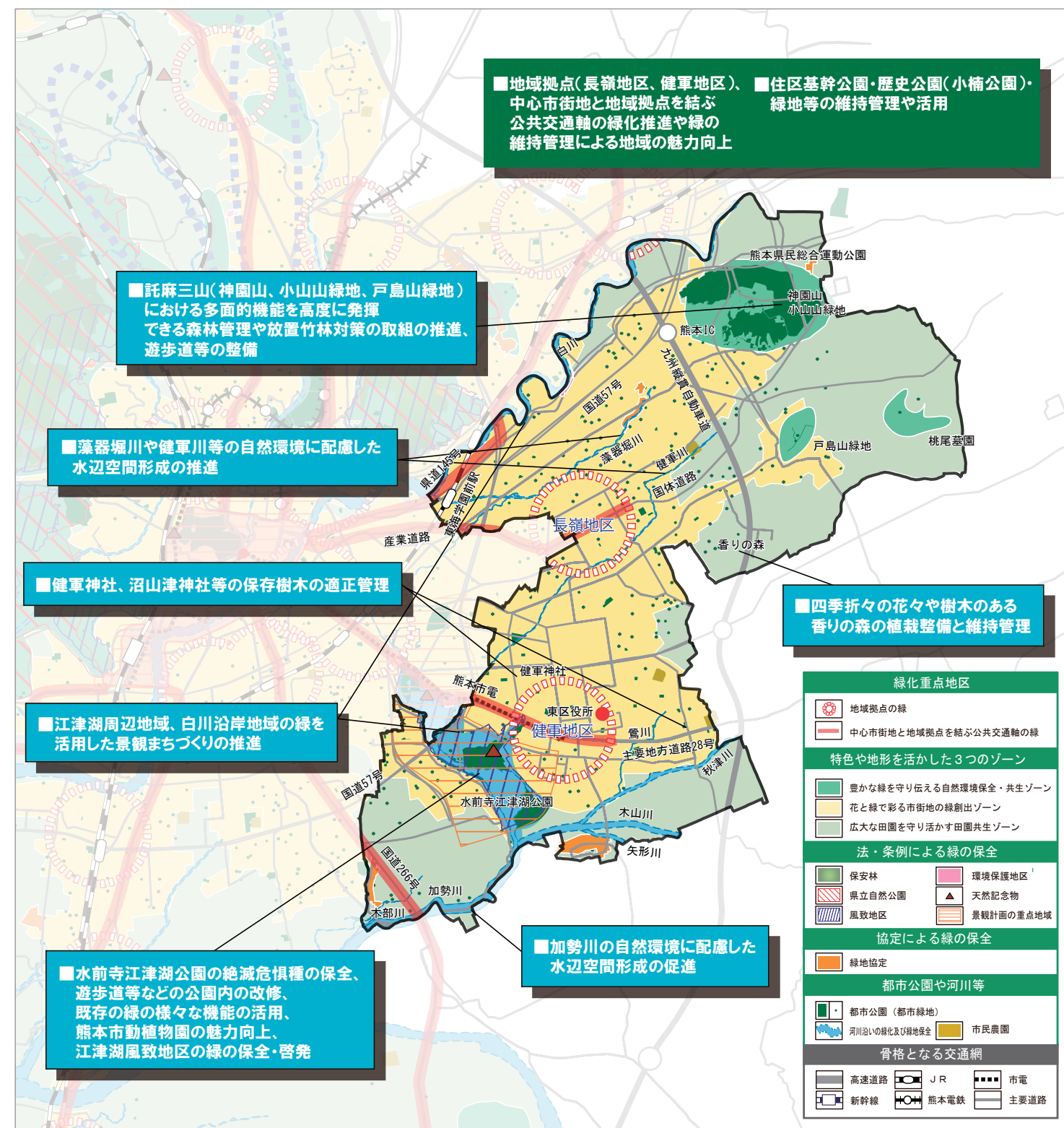
中央区 緑の目標と方針

風格のある熊本城、市街地の貴重な緑である立田山、中心市街地の新たな緑、白川や坪井川等の水辺にある緑などを活かしながら、賑わいと活力にあふれ品格のある「森の都」の実現に向けた緑のまちづくりを推進します。



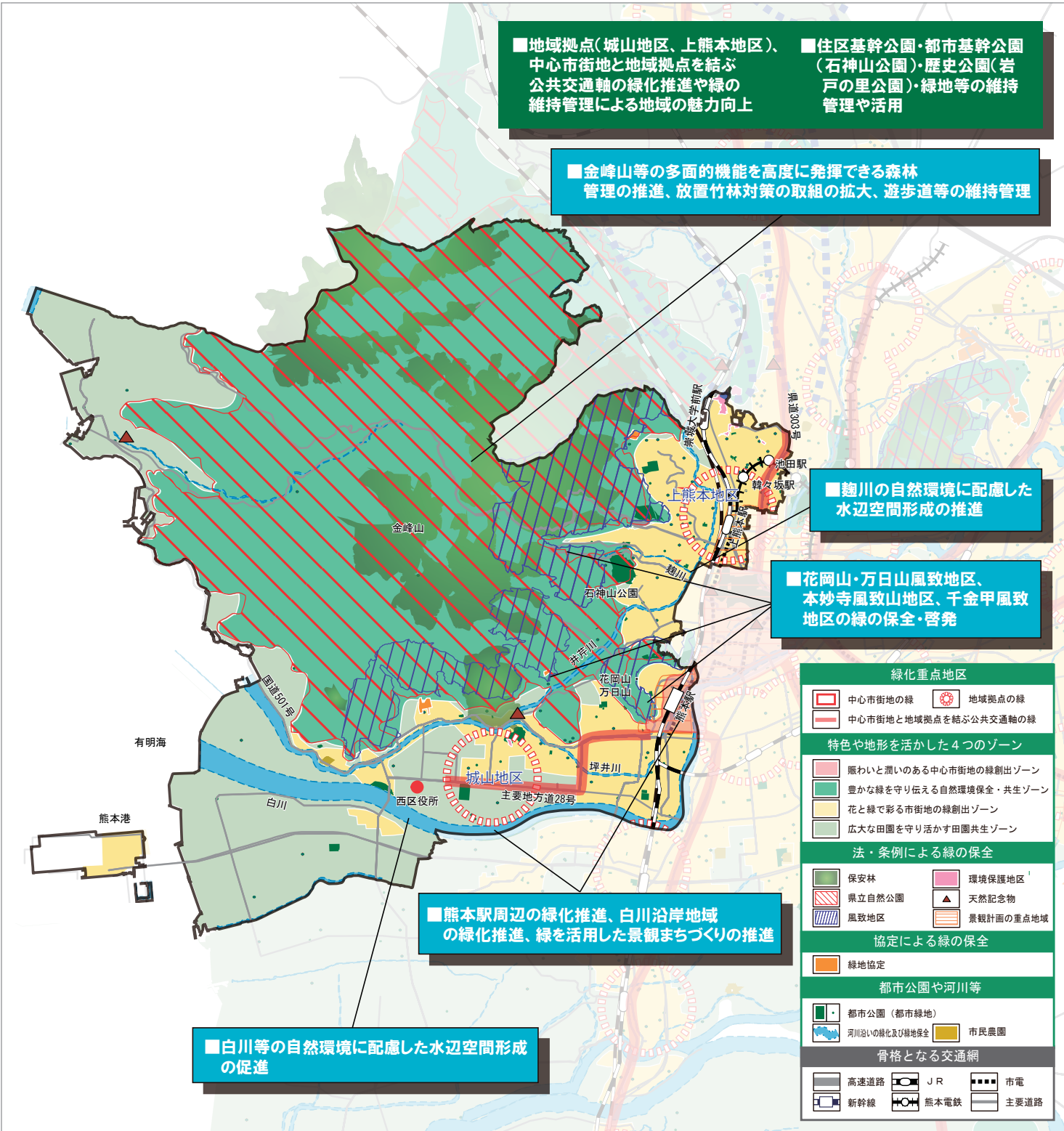
東区 緑の目標と方針

豊富な湧水に満ちた江津湖の緑、託麻三山の緑、加勢川等の水辺の緑などを活かしながら、自然が豊かで笑顔あふれる「森の都」の実現に向けた緑のまちづくりを推進します。



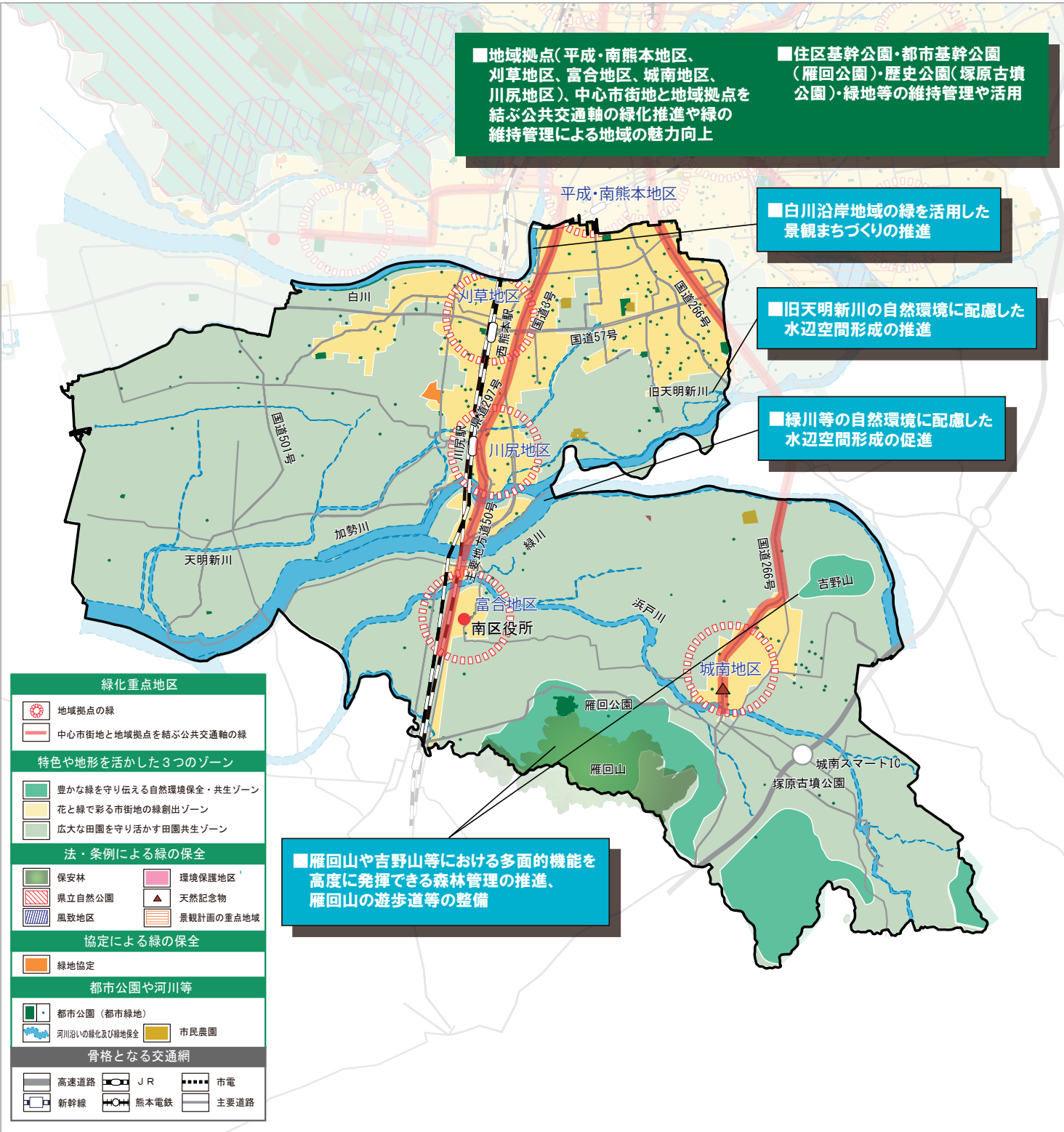
西区 緑の目標と方針

本市の代表的な山である金峰山の緑、玄関口である熊本駅やその背後にある花岡山・万日山の緑、白川等の水辺の緑などを活かしながら、豊富な緑が連なり華のある「森の都」の実現に向けた緑のまちづくりを推進します。



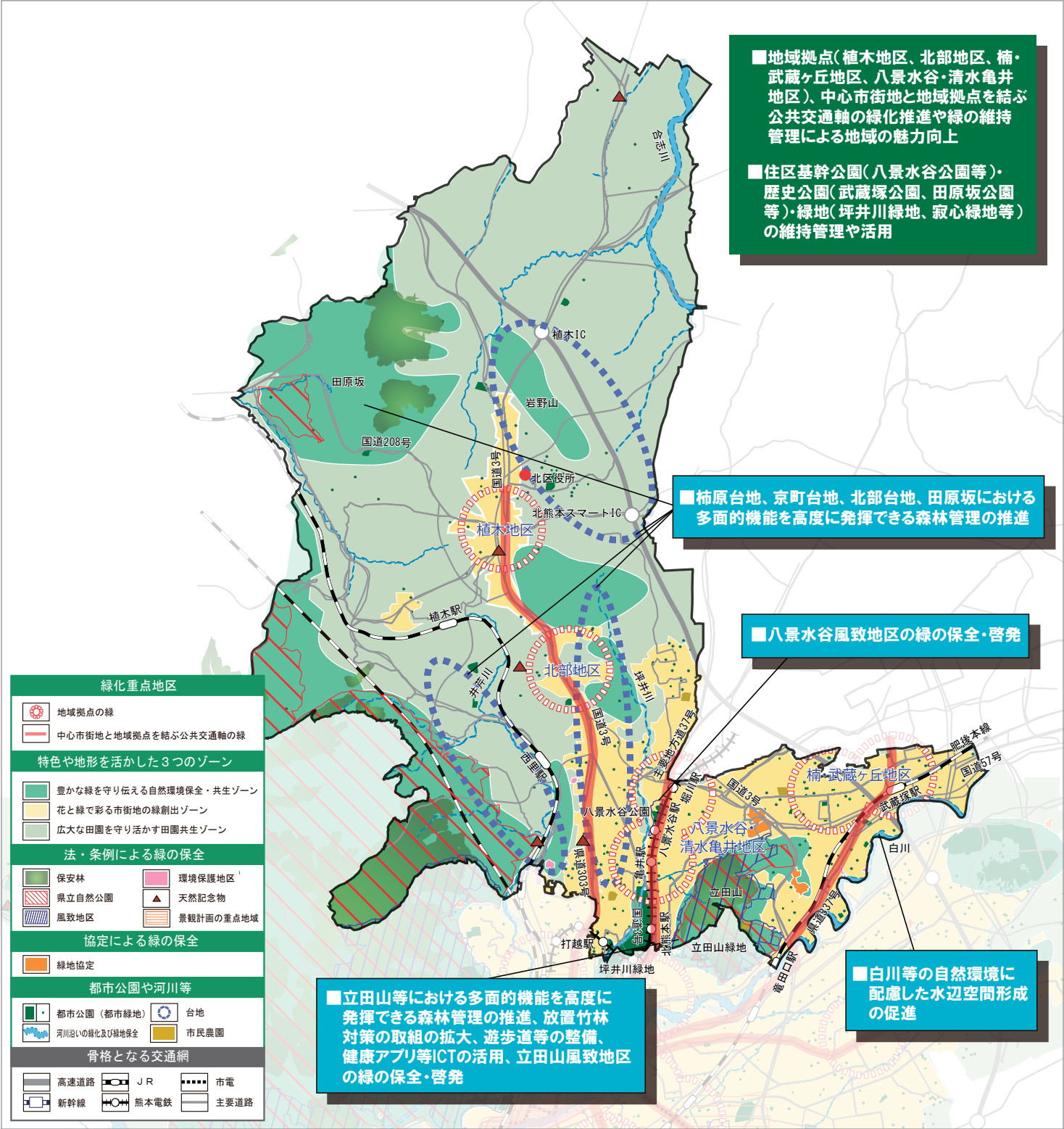
南区 緑の目標と方針

広大な田園や雁回山の緑、緑川・加勢川・浜戸川等水辺の緑などを活かしながら、自然が豊かでいきいきとした暮らしのある「森の都」の実現に向けた緑のまちづくりを推進します。



北区 緑の目標と方針

本市の代表的な金峰山や市街地の貴重な立田山、京町台地や北部台地の斜面林などの緑、白川・坪井川等の水辺の緑、八景水谷等の水源などを活かしながら、ずっと住みたい「森の都」の実現に向けた緑のまちづくりを推進します。



第7章 進行管理

本計画を着実に推進していくためには、計画に掲げる施策・事業を確実に実行するとともに、その進捗状況を的確に評価し、必要に応じて計画を見直すことが必要です。

そこで、本計画では、PDCAサイクルの考え方をを用いて、以下の図に示す手順で年1回計画の進行管理を行います。

特に進捗状況の把握・評価(CHECK)の手法としては、庁内関係課による会議体(庁内連絡会議)を構成するとともに、新たな組織(仮称「緑の基本計画推進委員会」)を設置して、外部からの評価を行います。

